

令和7年度

第4回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5番、星野一郎君、6番、内海優司君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農地利用集積等促進計画(案)の意見について。

別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて、意見を求める。

令和7年7月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては小坂橋主任から説明いたします。

議長 小坂橋主任の説明を求めます。

小坂橋主任 今回、6件の計画についてお伺いさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

まず、1件目の計画です。農地の所在は榛東村大字山子田字川端761番ほか2筆。現況地目は田。面積は合計2,381平米。権利の種類は使用貸借権。土地利用目的は水田利用です。権利の設定をする者は山子田の方で、始期は令和7年9月1日から5年

間の令和12年8月31日までです。権利の設定を受ける者は山子田の方です。

なお、地域計画の区域外の農地となります。

続いて、2件目の計画です。榛東村大字山子田字萱場1233番1。現況地目は田。面積1,531平米。権利の種類は使用貸借権。土地利用目的は水田利用となります。権利を設定する者は山子田の方で、始期は令和7年9月1日から5年間の令和12年8月31日までです。利用権の設定を受ける方は山子田の方で、地域計画区域外の農地となります。

続いて、3件目の計画です。榛東村大字山子田字萱場1249番2。現況地目、田。面積1,776平米。権利の種類は使用貸借権。土地利用目的は水田利用です。権利を設定する者は山子田の方で、始期は令和7年9月1日から5年間の令和12年8月31日までです。権利の設定を受ける者は山子田の方で、地域計画区域外となります。

4件目の計画です。榛東村大字山子田字釈迦堂1349番1。現況地目、田。面積は1,379平米。権利の種類は使用貸借権。土地利用目的は水田利用です。権利を設定する者は山子田の方で、令和7年9月1日から5年間の令和12年8月31日までとなります。権利の設定を受ける者は山子田の方で、地域計画区域外の農地となります。

5件目の計画です。榛東村大字長岡字梨子木平1965番2。現況地目、畑。面積は1,475平米。権利の種類は使用貸借権。土地利用目的は畑となります。権利を設定する者は長岡の方で、令和7年9月1日から5年間の令和12年8月31日までとなります。権利の設定を受ける者は山子田の方で、地域計画区域外の農地となります。

続いて、6件目の計画です。榛東村大字新井字十二沢2102番3。現況地目、田。面積803平米。権利の種類は使用貸借権。土地利用目的は水田利用です。権利を設定する者は新井の方で、令和7年9月1日から5年間の令和12年8月31日までとなります。権利の設定を受ける者は山子田の方で、地域計画区域外の農地です。

最後に、借手の営農状況についてご説明いたしますので、資料の6ページをご覧ください。

今回、耕作する方の営農状況について、山子田の方で、年齢は25歳。農業従事日数は年間300日。現在耕作している農地の面積は借入地で3万7,442平米です。主たる経営作物について米、ナス、スイートコーンとなります。世帯員は2名で、主な農機具の保有状況は、書ける範囲で4つ挙げさせていただいていますが、トラクター1台、動力噴霧機1台、管理機1台、軽トラック1台となります。

また、現在耕作している農地の面積について、内訳をご説明させていただきます。合計の面積が3万7,442平米、そのうち、田が約3町1反。畑が1町5反となります。

今回の中間管理の契約ですが、全ての農地を今回から使用を始めるわけではなく、

以前から利用されていた農地について、権利を後から設定しているケースもございますので、もともと使っていたけれども権利を後から設定している農地の田が2町1反ございます。畑で権利のみ設定する農地が1町ございます。今シーズンから新たに権利を設定し、利用を始めた農地については、田が1町、畑が5反ということになり、挙げている全ての農地が新たに使うというものではなくて、純粹に今シーズンから増えた田は1町、畑は5反となります。

説明は以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

前回もちょっと話をさせていただいたんですけども、機械、農機具等の購入がまだ進んでいないということで、秋口を予定しているということで話は伺っておるんですけども、この間も道路で擦れ違って、まだ稲を運んでいる最中で、ほかの農家は田植が終わっているのに、こんなに伸びている稲を運んでいるということは、他の農家の作業が一段落した後に田植え機を借りているということで、またこれだけ借りて、果たして管理ができるかどうか、その辺を確認願えればと思います。

議長 事務局。

小板橋主任 田植機につきましては、現在使っているものが、規模に対してやや能力が不足してきているということは本人からも伺っております。今年度、新しい田植機を導入する計画で資金調整などを進めておりますので、来シーズンにはなりますけれども、そのタイミングで新しい田植機を導入する計画でおります。

以上です。

議長 ほかにはございませんか。

5番農業委員、星野一郎君。

星野委員 5番農業委員、星野です。

関連する質問なんですけれども、米を作って田植機が足りなくて今植えていると、秋口になれば、コンバインとか乾燥機とかが必要となり、私も農家やっておりますけれども、約1,000万以上の投資が必要になってくるわけです。それは見通しが立っているんですか。秋口の資金投資、資金繰りは立っていますか。

以上です。

議長 事務局。

小板橋主任 現在、県の普及センターとも調整をしながら、資金調整を進めているとこ

ろですが、米の乾燥機やもみすり機などは、現在、村内の農業者から借りている状況です。そちらも今年度に導入をする予定ですが、公社から借入れをして新品のもの購入するか、補助金を利用するか、中古のものを利用するかというところは、まだ調整をしているところというふうに聞いております。

以上です。

議 長 いいですか。

ほかには。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 ちょっともう一度確認を。

今年度予定している作付は全て終了はしているのでしょうか。例えば田んぼだとか畑、そういったものは、例えば田んぼは全部田植が終わっているとか、そういう状況は確認取れているのでしょうか。

議 長 事務局。

小板橋主任 田んぼにつきましては、全て田植が終わっているというふうに聞いております。畑については、今回新規で借りた場所については、まだこれから草刈りをしたり耕したりという状況です。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、小板橋主任の退席を認めます。

(小板橋主任退席)

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書17ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字道城362番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は793平米。権利種別は3条有償移転、内容は贈与。譲渡人は前橋市の方ほか2名。経営面積は自作地34.4アール。申請事由は、相続により申請地を譲り受けたが管理が難しいため、譲受人に譲り渡したいとのことです。譲受人は長岡の方。経営面積は自作地44.9アール、借用地18.9アール。申請事由は、譲渡人から申請地を譲り受けてほしいとの依頼があったため、これに応じ、野菜作りを行いたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は2人中2人です。

議案書18ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 地元の委員として、ちょっと補足説明させていただきます。

この場所は、ちょっと周りに人家と、それと竹林等がありまして、ちょっと密集したところなんですけれども、実はこれ畑なんですけど、現地は実は鉄パイプ等で農機具を置いてある倉庫みたいな形で利用されている土地です。

実際には、この現地確認調書の2ページにある北側にお住まいだった方が、10年ほど前にお亡くなりになりまして放置されている状態だったんだと思います。譲り受ける方も、同じ親戚関係の中で頼まれたのではないかなというふうに思います。頼まれた方も、お歳はもう80歳ぐらいの方で、農業従事者2人になっておりますが、奥様はもうほとんど農業はやっていらっしやらないような状態ですが、この土地を何とか引き受けて利用していこうというようなところですので、特にその辺は問題ないかと思いますが、お年を召した方ですので、今後またどなたかに譲り受けるみたいな話になるかもしれないという、そんな形です。

譲り受ける方の息子さんは、近くで土木業を営んでいる形なんですけど、今、具体的な農業の後継者がいない状態であります。

議 長 結果は。

岩田委員 これでいいんじゃないかなと思います。

議 長 許可相当でいいの。じゃ、それちゃんと言って、自分で。

岩田委員 よろしいんじゃないかなと思います。許可相当ということで。

議 長 じゃ、そういうことで。許可相当ということね。

ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありますか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 すみません。12番農業委員の小山です。

今、地元委員さんが話したとおり、現地をみると、農業倉庫だと思われる建物があって、そこに大きな農機具が古いまま3台ほど置いてあると。また、周りは竹とか雑木も生えている。そういった状況の中で野菜作りをするというような状況に持っていくまでは、相当な時間と労力がかかると、果たしてそれが可能かどうかというところを踏まえて、今回の申請の内容をもう一度考えてもらえるとありがたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

議長 事務局。

富澤書記 先ほど小山委員からお話いただいた件ですけれども、代理人を通じて今回の案件について、片付け等を行うことが可能かどうかを確認したところ、代理人経由ですけれども、ちゃんとそこについては撤去、片付けして畑として使っていきたいという話はいただいておりますので、問題ないという風に判断はしました。

議長 いいですか。

ほかには。

小山委員 ちなみに代理人というのは。

富澤書記 この申請の代理人で、行政書士の方です。

議長 ほかに意見ございませんか。

事務局。

事務局長 暫時休憩で。

議長 じゃ、暫時休憩。

(休憩 午前10時22分)

(再開 午前10時25分)

議長 暫時休憩解きます。

ほかに意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書17ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2， 図面番号2。農地の所在は大字山子田字釈迦堂1394番1ほか2筆。地目は登記簿、現況ともに田。合計面積は2,829平米。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は東京都の方。経営面積は自作地51.8アール。申請事由は、申請地を管理することができないので、譲受人に譲り渡したいとのことです。譲受人は吉岡町の方。経営面積は自作地129.3アール、借用地19.9アール。申請事由は、吉岡町で営農しており、現在使用している田の借用期間が終了となるため、新たな農地を探していたところ、本申請地を譲渡してもらえることとなったため、譲り受けて耕作したいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は2人中2人です。

議案書19ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございますか。

推進委員2番、牧口誉詞君。

牧口委員 推進委員2番、牧口です。

ただいま事務局長より説明がありました議案第2号、番号2につきまして、地元推進委員として補足説明をさせていただきます。

まず、場所ですが、現地確認調書4ページの地図をご覧ください。

安中渋川主要道の山子田北の信号を西へ約100メートルの先が現地です。村道をはすに挟んだ2か所が申請地であります。申請地は、2か所とも周囲に水田が広がる環境の農地であります。権利の種別は売買による所有権の移転です。申請の理由につきましては、譲渡人は相続により得た農地だそうですが、居住地が遠方であるために管理が難しく、法人に管理を託していたそうですが、いずれは手放したいという考えを持っていたそうです。一方、譲受人は、現在1町数反を所有して営農している農家だそうですが、申請地相当の面積を有する農地を探していたそうですが、今回、偶然にも譲り受けることになったそうです。

さらには、別添調査書にありますように、譲受人の世帯員、作業従事日数、農機具等の保有状況などを勘案いたしまして、私といたしましては問題が見当たりませんので、許可相当と思われまます。委員の皆さま、ご審議お願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第2号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書17ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第2号、番号3、図面番号3. 農地の所在は大字新井字立畦2484番2ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は1,257平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地12.6アール。申請事由は、高齢のため営農を続けることが難しく、後継者もいないため、譲受人に譲り渡したいとのことです。譲受人は安中市の方。経営面積は自作地44.6アール、借用地0.8アール。申請事由は、安中市で営農しており、譲渡人とは本件以外で取引があり、その際に本申請地を譲渡したいとの希望があったため、これに応じ、野菜の栽培を行いたいとのことです。

議案書20ページをご覧ください。

議案第2号、番号3に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

議案第2号、番号3の農地について、地元の委員として補足説明をさせていただきます。

まず、場所なんですけど、1件目が高渋バイパスの新井の信号から少し南側を東に下りまして、200メートルぐらいのところと、もう一か所が、20区のつつじヶ丘団地の南側の区画整理したところの中の一画です。もうこの本人が、しばらく前から体が動

かず、もう施設に入っている状況です。奥さんのところに毎年草退治してくれという書類持っていくのがちょっと気の毒のような感じだったものですから、場所はともかくとしても、もうこれを使ってくれる方が出たということは、地元としてはよかったなと思います。ただ、この富岳ファームというのが安中なので、ちょっと遠いのと、今現在持っている土地というか、この規模でどうなのかなというのものもあるんですが、耕作放棄地でなくなれば、地元としてはいいと思いますので、許可相当と思われます。以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。ほかに意見はありませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

先ほど地元委員からもちょっと話があったんですけども、譲受人が安中市ということで、ほかに榛東で耕作している農地があるのかどうかと、こちらへ来るときに農機具をどのような形で、2トントラックを持っているという記載はあるんですけども、いちいち農機具を榛東まで持ってきて管理をするのかどうか、その辺の確認が取れれば教えていただきたいと思います。

以上です。

議長 事務局。

富澤書記 この法人につきましては、所有している農地は安中市のみということです。

機械については2トンのトラックがあるということで、それに載せてこっちに持ってきて管理をしていくという話です。

議長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号3について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号3は原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書21ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字立畦2402番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は3,134平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人も新井の方。転用目的は駐車場用地及び園庭用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地の隣地において、保育園を運営しているが、園児の送迎等の駐車場が不足しているため、駐車場として利用したい。また、駐車場以外の土地は園庭や菜園として利用し、園児の体力等の向上を図りたいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 農業委員4番、飯塚です。

議案第3号、番号1につきましては事務局の説明のとおりでございますが、地元担当委員として一言申し上げます。

現地は、高崎渋川バイパス立畦の信号を西へ50メートルほど入った左手です。西隣は側溝と道路を挟んでひこばえ保育園、南は地域外、東隣は一般住宅とその南側は農地となっております。面積も広く、3,134平米となっておりますが駐車場用地と園庭でほぼ半分ずつの利用予定とのことです。ひこばえ保育園では駐車場が少なく、朝夕の送迎時には園児が危険であるとの話も聞いております。隣の農地に影響もないと思われまますので、許可相当と思いますが、慎重な審議をお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

今回の案件、面積が3,000平米を超えているというような状況の中で、宅地開発案件ということでもありますので、東側等に農地がまだ残っているということで、開発委員会等で意見が出ているものがあれば、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

以上です。

議 長 事務局長。

事務局長 産業振興課といたしましては、開発により周辺農地の営農に支障を来すことがないようにしてくださいという指示をしております。

以上です。

議 長 ほかには意見ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 ちょっともう一点確認なんですけれども、これ面積が広いんで、アスファルトと、園庭は多分、土入れ替えるような形になるのかな。雨水等の処理の特別な指示等は出ていますか。その辺を教えていただければ。

議 長 事務局長。

事務局長 建設課、雨水管の接続工事には道路占用の申請が必要だと。また、道路または道路構造物と民有地の間に未整備部が生じる場合、舗装や防草対策等の検討をしてくださいと。指示としてはそのぐらいです。

小山委員 北側の道路に雨水を流す構造を造るということですか。

議 長 事務局。

富澤書記 現地確認調書の14ページご覧ください。14ページのところのピンク色に塗ってあるところが駐車場となって、白いところが多目的広場、園庭となります。その図面上に水色の矢印が表記されていて、それが雨水の流れとなっていて、駐車場は北東、図面でいう右下のほうに水が集まってきて、それを集水枡で集めて、オーバーフローがあれば道路側溝に放流するという形となります。

園庭については、図面でいう左下、そこに水を集めて、浸透という形で処理するという形となっています。

以上です。

議 長 自然浸透。

富澤書記 舗装はせずに駐車場については碎石をまいて固める。園庭については、土を少し耕して転圧するという形となります。

議 長 ほかに意見はございませんか。

推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 推進委員1番の岩田です。

直接的なことじゃないんですが、この幼稚園が駐車場に困っているという話なんですけれども、そもそもこの幼稚園の規模はどのくらい園児がいるんですか。

ちょっと正直なところ、あまりにもちょっと面積が広いなというのが実感としてあって持て余すようなことになるんじゃないかなというちょっと危惧を持つものですか

ら、そもそも幼稚園の規模はどのくらいなのか、今後、園児の数が増えるような方向で経営されていくのかなと、その辺のところをちょっとご存じであれば、お聞かせ願いたいと思うんですが。

議 長 事務局。

富澤書記 定数については、確認をしていないので、何人とは分からないんですけども、現在の園児の在籍人数は75人ということです。この保育園は令和6年4月に開園したもので、園児は、3歳児とか、年少児からだんだん増えていくもので、いきなり年長クラスの園児が定員の上限となることはあまりないので、これからだんだん増えていくのではないかなというところなんです。

補足説明ですが、開園するときにはほかの場所を借りる予定があり、保育園自体も駐車場が足りないことは分かっていたのですが、いざ借りようとしたところ、その場所が借りられなくなってしまって、不足する中で詰め込み駐車をしたりとか、そういうことで対処しているという状態です。それで今回の話が上がってきたということです。以上です。

議 長 ほかにはございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書21ページ、現地確認調書は15ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字宮室896番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,024平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は特定建築条件付売買予定地6区画。施設等はありません。転用理由、譲受人は高崎市で不動産業を営んでおり、申請地周辺は交通の便もよく、発展が著しいと思われるため、特定建築条件付売買予定地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいと

のことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議議案で
ございます。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 推進委員6番、金井でございます。

ただいま事務局長より説明ありました議案第3号、番号2の申請につきまして、地
元委員から説明をさせていただきます。

現地確認書15ページの地図をご覧ください。

場所は、広馬場八之海道の信号を金古方面に800メートルほど下りました聖宮神社
の角を左に曲がって200メートルほど行ったところでございます。権利の種別、転用
目的、理由につきましては、事務局長から先ほど説明をいただいたとおりでございま
す。本件の譲渡人は、相続により土地を取得いたしました。管理に困っていたとこ
ろ、今回、土地を譲り受けたいという申出があったための所有権移転、売買となりま
す。付近の状況を申し上げますと、東、南側は既に石段の住宅が形成されております。
それから、北側は川を挟み宅地、団地が現在は造成されております。西側につきまし
ては、道路を挟んで一段高く畑がございしますが、現状、造成によって影響を受けるこ
とはございません。こちら、排水については、汚水、雑排水については公共下水、雨
水等については自然浸透ということでございます。このような状況で、周辺の農地に
影響を受けることはないと思われまますので、宅地開発の審議案件ではございますが、
近隣には小学校、公共施設、または大型の小売店舗等も立地されており、宅地化が進
んでいる地域でございますので、許可相当と思われまますので、ご審議のほうよろしく
お願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はあ
りませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めま
す。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたしま

す。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書21ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字八之海道1400番1。地目は登記簿は山林、現況は畑。面積は433平米。権利は使用貸借。貸付人は広馬場の方。借受人も広馬場の方。転用目的は、一般住宅用地。施設等は一般住宅107.2349平米。転用理由、借受人は、現在、両親と同居しているが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため住宅の建築を考え、親に相談したところ、申請地で考えてみてはどの話となり、申請地を借り受け、住宅を建築したいとのことです。貸付人は、借受人の申出に応じ、申請地を貸し付けたいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 推進委員6番、金井でございます。

先ほど説明ございましたけれども、議案第3号、3番の申請につきまして、意見を述べさせていただきます。

現地確認書18ページの地図をご覧ください。

先ほど2番の申請地と同様、広馬場八之海道の信号を400メートルほど金古方面に下ったところの信号のある横断歩道を左折して20メートルぐらい行ったところの左手でございます。権利の種別、目的、理由等につきましては、先ほど事務局長から説明をいただいたとおりでございます。付近の状況を申し上げますと、東と北側は、道路西側は山林、南側は本件貸付人の畑、山林となっております。状況から、隣地、農地等は道路を挟んでおりますので、住宅転用しても影響はないと思われれます。また、宅地転用における排水等につきましては、汚水、雑排水については浄化槽から側溝排水、雨水については自然浸透ということでございます。先ほど2番の説明のとおり、近隣地域は宅地化が進む地域であり、周辺農地等に影響はないと思われれますので、許可相当と思われれますので、審議のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。
ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書22ページ、現地確認調書は21ページからとなります。

議案第3号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字広馬場字中の前1798番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は758平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人も広馬場の方。転用目的は販売用小動物主要施設用地。施設等はプレハブハウス13.67平米が3棟と。転用理由、譲受人は村内の自宅において猫のブリーダー業を営んでいるが手狭となり、また、小型犬の取扱いを始めたく、適地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請地においてプレハブハウス、ドッグラン等を設置し、猫及び小型犬のブリーダー業を行いたいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番農業委員、村上です。

議案第3号、番号4について、事務局長の説明どおりなのですが、若干補足説明をさせていただきます。

現地確認調書21ページにあります場所は、広馬場の信号を西に200メートルほど上がったところの左側に、川を渡った左側にあります。22ページにあるように、西側に一応畑ということになっているんですが、この畑に対して、申請地は一段下がって

る状態になっていますので、上の畑に影響を及ぼすことはないと思います。それと、雨水は自然浸透、生活雑排水は下水へ接続するということですので、周辺の農地に害を及ぼすことはないと思いますので、地元委員としましては許可相当と思われます。審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号4について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を午前11時15分からとします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時15分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時20分)